

災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害および感染症が発生（以下「災害等発生時」という。）し、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する一般廃棄物の収集運搬業務に支障を来す可能性がある場合に、甲が乙に対し支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物を速やかに撤去するとともに、収集運搬を安定的に継続し、被災地の早期復旧や県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。
- （2）感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、市町等が災害等発生時に実施する一般廃棄物の収集運搬およびその他関連する業務（以下「収集運搬等」という。）について、市町等からの要請に基づいて、乙に支援を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

（一般廃棄物の収集運搬等の実施）

第4条 乙は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町等と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、乙から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、市町および県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、市町等と乙の調整および周辺府県との調整を行うものとする。

5 乙は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施する場合は、労働災害および交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に円滑な支援が得られるよう、市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき実施した一般廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担について、災害発生時の支援については、原則として支援を行った日から起算して7日間分は、求めないものとする。それ以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

また、感染症発生時の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、甲および市町等の責に帰さない事由により、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては滋賀県環境整備事業協同組合事務局とする。

（他都道府県への支援）

第11条 甲は、被災した他の都道府県に対して一般廃棄物の収集運搬等について応援を行うために、乙に支援要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年1月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市富士見台57番47号

滋賀県環境整備事業協同組合

理事長 権田 五雄